

件名	愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例
主管課	長寿介護課国民健康保険室
根拠法令等	健康保険法等の一部を改正する法律による老人保健法の一部改正（平成 18 年 6 月 21 日公布、平成 20 年 4 月 1 日施行）
<p>【制定の概要】</p> <p>1 趣旨 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第116条第1項の規定により設置された後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）の管理、処分及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 愛媛県後期高齢者医療広域連合の拠出率 政令第19条第1項の条例で定める割合は、10,000分の8</p> <p>3 拠出金 ・知事は、拠出金年度納付額を算定したときは、広域連合に対してその額、納期限その他必要な事項を通知 ・広域連合は、上記の納期限後に拠出金を納付する場合は、日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する額の延滞金を加算して納付</p> <p>4 積立て 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額</p> <p>5 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>6 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>7 処分 基金は、法第116条第1項第1号に掲げる事業に係る交付金の交付又は同項第2号に掲げる事業に係る貸付金の貸付けを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>8 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>9 償還金の延滞金 広域連合は、償還期限後に貸付金を償還する場合は、日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する額の延滞金を加算して納付</p>	
施行日	平成 20 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 基金の目的 後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るため、給付の見込み誤りや保険料の未納による財政不足等に対し、貸付け等を行う。</p> <p>2 基金の事業 交付事業（法第116条第1項第1号） 予定収納率を下回る保険料の未納に対し、財政運営期間（2年）の最終年度に、未納による不足額の1/2を交付 貸付事業（同項第2号） 給付の見込み以上の増加、保険料の未納による財政不足に対し、毎年度不足分の1.1倍を限度に無利子で貸付け</p>	